

# 本会議における質問の取扱いについて（案）

平成29年 月 日 議会運営委員会決定

## 1 質問の方法

質問方法は、一括質問方式又は分割質問方式の選択制とする。

## 2 質問時間及び割り振り

### (1) 代表質問

ア 各交渉団体による代表質問は、再質問を含め、別に定める「代表質問時間割り振り表」に記載された時間以内で行うものとする。

なお、質問時間を計測する際には、答弁時間を含めないものとする。

イ 質問時間が60分以上の場合は、2回に分けて質問を行うことができるものとする。

ウ 質問を2回に分けて行う場合、1回目と2回目の質問者は異なる議員とし、2回に分けた質問時間はそれぞれ独立したものと捉え、1回目の質問で生じた残余時間を2回目の質問に持ち越すことはしないものとする。

### (2) 一般質問

ア 一般質問は、再質問を含め、1人30分以内で行うものとする。

なお、質問時間を計測する際には、答弁時間を含めないものとする。

イ 年間の総質問者数については、47人とする。

ウ 年間の会派別質問者数については、年間の総質問者数から会派按分率により年間の会派別質問者数を算出し、これを基準に調整を行い、定例会別の割り振り人数を定めるものとする。

エ ウにより定める「一般質問者の会派別・定例会別割り振り表」については、別に定めるものとする。

## 3 質問順位

### (1) 代表質問

多数会派順（同数会派については、その会派間で決める。）とする。

なお、質問を2回に分けて行う場合は、各会派一巡した後に多数会派順に行うものとする。

### (2) 一般質問

多数会派順（同数会派については、その会派間で決める。）とするが、非交渉団体は、交渉団体の質問終了後に、同様の方法により行うこととする。

#### 4 発言通告

質問の通告は、原則として質問日の休日を除く3日前の午後5時までに議長あて行うものとする。

#### 5 質問及び答弁の順序等

- (1) 質問は、原則として、発言通告書に記載した順序に従い行うものとする。
- (2) 分割質問方式により質問を行う場合は、発言通告書に記載した大項目ごとに答弁を求めるものとする。なお、一般質問においては、大項目をさらに細分化して答弁を求めることができるものとする。

#### 6 再質問の範囲と回数等

- (1) 再質問は、当初の質問の範囲内で行うものとする。
- (2) 再質問は1回とし、持時間がある場合は、さらに1回に限り認めるものとする。ただし、分割質問方式によるものについては、発言通告書に記載された大項目ごとに2回まで認めるものとする。なお、一般質問において、大項目をさらに細分化して答弁を求める場合は、細分化した項目ごとに再質問を2回まで認めるものとする。

#### 7 質問補助者

- (1) 質問を行う場合は、質問補助者を付けることができるものとする。
- (2) 質問補助者を付けようとする者は、発言通告書の提出と併せて、あらかじめ議長に質問補助者申出書（別記様式）を提出するものとする。

#### 8 その他

以上の取扱いによりがたい事情が生じた場合においては、その都度、議会運営委員会において協議するものとする。